

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画） 《概要版》

長期的・総合的視野に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための指針となる計画 計画期間：H29～H38（中間目標年度はH32年度）

【基本理念】

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します

【5つの基本方針】

（1）ごみの減量化・再資源化の推進

国のごみ削減目標を考慮し、芦屋市の目標を定め、その目標を達成するための施策により、一般廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3Rを推進する。

（2）適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設として、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理し、最終処分量の減量を推進することで、環境負荷の低減に取り組む。

（3）中間処理施設の整備、管理運営

社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていく。

（4）収集・運搬計画

車両による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、必要に応じた収集方法の見直しや体制の整備を進めていく。

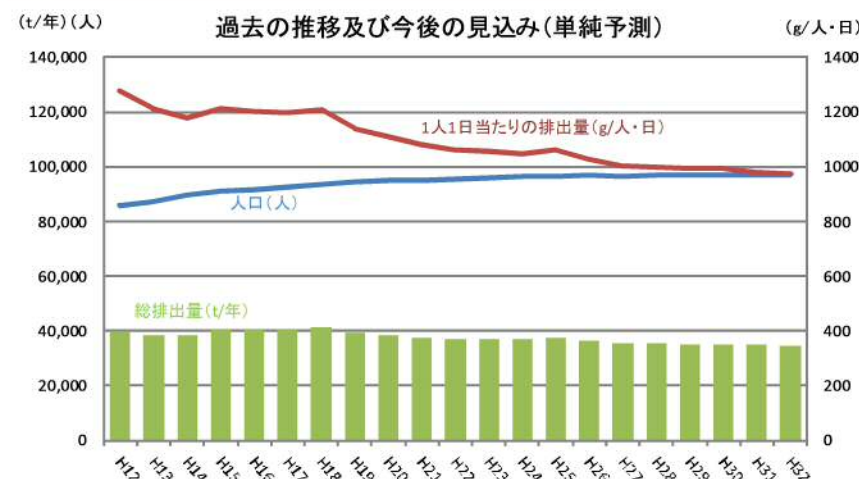
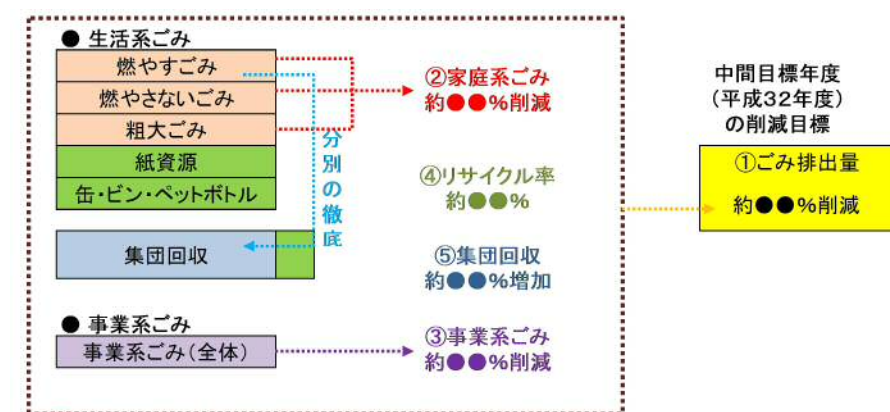
また、廃棄物運搬用パイプラインによる収集は、施設の老朽化等により、今後、維持管理費や補修費、更新費用の増加が考えられるため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていく。

（5）市民・事業者・市（行政）の協働

市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築する。

【目標と計画】

● ごみの減量化・再資源化目標値（※基準年度：H12）



● 分別区分及び収集・運搬計画

現在の12分別については、施設の運営方針に合わせ社会環境の変化に対応したものとする。また、パイプライン施設は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めていく。

● 中間処理計画

焼却施設

稼働後20年を迎え老朽化が進行しており、今後も安定かつ効率的なごみ処理を行っていくため、施設の運営方針を定め、社会環境の変化に対応した施設整備を行う。

資源化施設

焼却施設の運営方針に合わせ、安定かつ効率的な施設整備を行う。

● 最終処分計画

芦屋市では、焼却灰とバグ灰の最終処分場を市内に確保できないため、安全に安定して広域的に処理ができる『大阪湾フェニックス』に今後も引き続き埋立処分を委託して、最終処分を行う。

【目標値を達成するための施策】

◆ 市民の役割	継続	拡充	新規
1 過剰包装の拒否	○		
2 マイバッグの利用	○		
3 マイ食器、マイボトルの利用			◎
4 製品の長期間使用	○		
5 リユース活動の実施	○		
6 グリーン購入対象製品の優先購入	○		
7 リターナブル容器製品の購入	○		
8 食材や日用品の最後まで使い切り	○		
9 生ごみ堆肥化容器の活用	○		
10 生ごみの水切り	○		
11 12分別の徹底	○		
12 再生資源集団回収活動への参加		◎	

◆ 事業者の役割	継続	拡充	新規
1 「スリム・リサイクル宣言の店」の登録		◎	
2 環境負荷の少ない製品の設計やサービスの実施	○		
3 マイバッグ持参運動への協力(レジ袋削減)		◎	
4 グリーン購入対象製品の積極的販売	○		
5 事業活動におけるグリーン購入対象製品の導入	○		
6 排出事業者責任の徹底		◎	

◆ 市(行政)の役割	継続	拡充	新規
1 広報紙等による施策の周知		◎	
2 学習機会の確保や情報の提供	○		
3 施設見学会の実施	○		
4 グリーン購入促進の啓発	○		
5 「家庭ごみハンドブック」の発行	○		
6 「事業系ごみハンドブック」の発行			◎
7 ごみ出しマナー等の啓発	○		
8 フリーマーケットの実施		◎	
9 リユース事業の実施		◎	
10 ポスター展の開催	○		
11 マイバッグキャンペーンの実施	○		
12 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定		◎	
13 再生資源集団回収活動への助成	○		
14 再生資源集団回収活動の対象基準緩和		◎	
15 持ち去り防止パトロールの実施	○		
16 イベント時等におけるリユース食器の啓発	○		
17 公共施設への小型家電、乾電池等回収ボックスの設置			◎
18 持ち込みごみの展開調査の実施(分別促進事業)		◎	
19 持ち込みごみ予約制の実施	○		
20 適正な料金体系の検討	○		
21 分別区分の見直しの検討			◎
22 中間処理施設の適切な運営方針の検討	○		